

主な都道府県及び市町村における地熱発電に対する取組の状況
(平成 26 年度以降)

1. 取組の状況まとめ

自治体	動向の 区分	主な内容				参考 資料
		モニタ リング	協議 会・説 明等	協定書 等	その他	
大分県	内規改正	○	○		地熱発電目的の土地の掘削について書類提出を追加	④- 1
大分県 九重町	要綱制定	○	○		地元住民、隣接関係者を定義	④- 2
大分県 別府市	条例制定	○	○		近隣関係者、近隣温泉関係者を定義	④- 3
鹿児島県	通知	○	○	○	地熱発電事業計画書、温泉掘削計画書の提出を義務化。温泉掘削計画書にて、地元説明会の内容・結果、周辺源泉のモニタリング計画、影響が生じた場合の対策、生産開始後のモニタリング計画などの提出を規定。	④- 4
鹿児島県 指宿市	条例制定		○	○	発電事業者に、市長の求めに応じ協定書締結を義務化	④- 5
鹿児島県 霧島市	条例制定		○	○	発電事業者に、市長の求めに応じ協定書締結を努力義務化	④- 6

※各自治体ホームページ公開資料より PCKK 作成

2. 取組の概要

都道府県等	動向の概要
大分県	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境審議会温泉部会内規（H26.10改正、地熱発電を目的とする土地の掘削等の審議基準が追加）において、「<u>地熱発電目的の土地の掘削または増掘</u>」に関する規定を追加。掘削口径別に、<u>事前審査、モニタリング調査、還元井の検討、地元説明</u>、等について規定。 ● 地熱発電を目的とした掘削申請において、<u>発電事業計画、付近泉の事前調査結果、モニタリング計画、還元井の検討、地元説明等</u>、新たな書類提出を追加。
大分県 九重町	<ul style="list-style-type: none"> ● 「九重町再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱」（H26.11.5）にて、<u>地元住民</u>（設置場所の行政区及び設置場所の区域に隣接する区域内の居住者）、及び<u>隣接関係者</u>（当該設置事業により、自然及び生活環境の改変の影響を受けるおそれのある者等）を定義。 ● そのうえで、発電設備の設置事業者に対し、設置事業計画書の提出前に、事業の施工内容等について<u>地元住民及び隣接関係者への説明会等開催により理解を得るよう努めること、さらに説明会等実施状況報告の提出を規定</u>、等。
大分県 別府市	<ul style="list-style-type: none"> ● 「別府市温泉発電等の地域共生を図る条例」を制定（H28.3.11）。次の関係者を定義 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>近隣関係者</u>：近隣区域（導入場所の境界から200m以内の区域）に居住する者並びに近隣区域内の土地又は建物の所有者、管理者及び占有者 ・ <u>近隣温泉関係者</u>：温泉発電等設備の熱源となる源泉又は当該源泉から150m以内に所在する源泉に係る権利を有する者。 ● これら<u>近隣関係者及び近隣温泉関係者への説明を義務化</u>。また近隣区域の自然環境及び生活環境に及ぼす影響の調査実施を義務化。さらに近隣区域にある源泉のモニタリングの実施（源泉の温度、湧出量、泉質等の計測）を規定、等。
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> ● 「温泉掘削許可申請書」等の添付書類のうち、「その他知事が必要と認める書類」として、次の書類の提出を追加（H28.10.19通知）（地熱発電に係る申請についてのみ次に記載）。 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地熱発電事業計画書</u> ・ <u>温泉掘削計画書</u>

都道府県等	動向の概要
鹿児島県 指宿市	<ul style="list-style-type: none"> ● 「指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例」を制定（H27. 3. 26）。 ● 地熱発電事業者に対し、機会あるごとに、市、地域住民代表、温泉利用事業者等関係者に対する事業計画の説明を義務化。 ● 「指宿市調和のとれた地熱活用協議会」の設置を規定。委員構成は次のとおり： <ul style="list-style-type: none"> ・ 学識経験を有する者 ・ 地域住民の代表 ・ 温泉井所有者の代表 ・ 温泉資源の保護及び利用に係る団体の代表 ● 市長は、事業計画を提出した地熱発電事業者に対し、温泉資源の保護及び利用の適正を図るため、地熱発電事業に伴う環境保全に関する協定の締結を求めることができること、地熱発電事業者は求めに応じた協定締結義務を規定。協定の内容は次のとおり： <ul style="list-style-type: none"> ・ 温泉資源の保護並びに温泉利用の適正に資する調査及び報告の実施に関する事項 ・ 良好な環境の保全等に関する事項 ・ その他必要事項
鹿児島県 霧島市	<ul style="list-style-type: none"> ● 「霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例」を制定（H27. 10. 5）。 ● 発電事業者に対し、進捗状況に応じ、市、地域住民、温泉利用事業者、その他関係者に対する事業計画の内容及び進捗状況を説明する機会を設けることを義務化。 ● 市長は、事業計画を提出した発電事業者に対し、発電事業の実施に係る環境保全に関する協定の締結を求めることができること、発電事業者は求めに応じた締結の努力義務を規定。協定の内容は次のとおり： <ul style="list-style-type: none"> ・ 温泉資源の適切な保護及び適正な利用に資する調査並びに報告の実施に関する事項 ・ 良好な自然環境の保全等に関する事項 ・ その他必要事項 ● 事業計画の調査審議を行うため、「霧島市温泉資源の保護及び適正な利用に関する調査検討委員会」の設置を規定。委員構成は次のとおり： <ul style="list-style-type: none"> ・ 見識を有する者 ・ 地域住民の代表 ・ 温泉関係団体代表者 ・ 環境関係団体代表者 ・ その他、市長が必要と認める者

※各自治体ホームページ公開資料より PCKK 作成